

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成 17 年 10 月 11 日

「浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(※)を静岡県および御前崎市との協議を経て修正し、本日(10月11日)、修正した原子力事業者防災業務計画を国に届け出ました。

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法に基づき作成しているものであり、毎年検討を加え、必要に応じ修正することが義務づけられています。今回は、以下の内容について修正を行いました。

<修正の要旨>

(1)市町村合併に伴う名称変更の反映

- ・小笠町を菊川市に変更
- ・大東町を掛川市に変更
- ・相良町を牧之原市に変更

(2)5号機営業運転開始による組織改定の反映

(3)記載の適正化

- ・誤記訂正等

※1 原子力事業者防災業務計画は、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生と拡大の防止、および原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画書です。

(浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画の構成と主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想及び計画の運用と修正
第2章 原子力災害予防 対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等
第3章 緊急事態応急 対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、緊急体制発令時のオフサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等
第4章 原子力災害事後 対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等
第5章 その他	他の原子力事業者への協力

以 上